明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五九）　三
〔条　約〕
○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定（八）　六
〔府　令〕
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（内閣府六一）　三
〔府令・省令〕
○内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（内閣府・法務二）　三五
○内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（内閣府・法務・財務一）　三七
○内閣府・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（内閣府・財務六）　三〇
○内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（内閣府・財務・農林水産二）　三三
○内閣府・厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（内閣府・厚生労働六）　三五
○内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（内閣府・農林水産四）　三七
〔省　令〕
○総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（総務六四）　四〇
○厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（厚生労働一〇三）　四四
○経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（経済産業四一）　四七
○国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（国土交通六二）　五〇
〔告　示〕
○政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件（総務二六八）　五三
○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の効力発生に関する件（外務三二九）　五五
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　五五
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
令和四年度財務省共済組合の決算、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　五六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五九
会社その他
会社決算公告　六二

本号で公布された法令のあらまし

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五九号）（内閣府本府）

1　特定社会基盤事業を定めることとした。（第九条関係）

2　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四三号。以下「法」という。）第五二条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とすることとした。

㈠　特定重要設備の導入を行う特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者

㈡　国の機関

㈢　地方公共団体

㈣　独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

㈤　地方独立行政法人法（平成一五年法律第一一八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第六八条第一項に規定する公立大学法人を除く。）（第一〇条関係）

3　法第五二条第七項の規定により勧告を受けた特定社会基盤事業者が行う主務大臣に対する通知は、主務省令で定める手続により、しなければならないこととした。（第一一条関係）

4　特定技術分野並びに特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野及び当該技術の分野に該当する場合にあって法第六六条第一項本文に規定する発明となる要件を定めることとした。（第一二条関係）

5　特許庁長官が特許出願を受けた場合において、その明細書等に法第六六条第一項本文に規定する発明が記載されているときに、法第六六条第一項の規定により当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するまでの期間は、三月とすることとした。（第一三条関係）